

最良執行方針

令和 6(2024) 年 2 月 改定

moomoo 証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。なお、外国の金融商品取引所に上場されている有価証券の委託注文の執行については、別紙「外国の金融商品取引所上場有価証券の委託注文の執行について」をご参照ください。

1. 対象となる有価証券

(1) 上場株券等

「上場株券等」とは、国内の金融商品取引所市場（但し、当社の取扱いの対象に含まれていない金融商品取引所市場を除きます。）に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（上場投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）及びETN等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」を指します。（※1）（※1）「上場株券等」の当社取扱い市場は、現在のところ東京証券取引所（プライム市場・スタンダード市場・グロース市場）のみとなっております。ただし、東証上場外国株、証券保管振替機構の非取扱銘柄（8301 日本銀行）、その他当社が定める銘柄は取扱対象外となります。

(2) 取扱有価証券

「取扱有価証券」とは、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」を指します。（※2）

（※2）現在、当社では「取扱有価証券」はお取り扱いしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社では、お客様からいただいた上場株券等の売買は、特に指定のない限り、原則的に委託注文として取り次ぎ、次に掲げる方法により執行いたします。

(1) 上場株券等

- ① PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む金融商品取引所外売買の取扱いはい行いません。
- ② お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場してい

る金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

- ③ ②における委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。
- (a) 上場している金融商品取引所が1箇所(単独上場)である場合には、当該金融商品取引所へ取次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所に上場(重複上場)している場合において、お客様から執行すべき金融商品取引所の指定がないときは、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所(以下「主要市場」といいます。)に取次ぎます。なお、銘柄毎に当社が選定した主要市場は、当社WEBサイトに掲載するほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。(※3)

(※3)ただし、当社取扱い市場以外の市場との重複上場銘柄につきましては、当社取扱い市場のみでのお取り扱いとさせていただきます。現在、当社取扱い市場は、東京証券取引所(プライム市場・スタンダード市場・グロース市場)のみとなっています。

- (c) 上記(b)において、お客様から、翌日以降まで有効な注文をいただいた場合、受託当日における主要市場に当該注文の有効期間を通じて取次ぐこととします。

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けしておりません。ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、売却注文をお受けできるのは、上場廃止になった時点において、当社にて既にお預かりしていたものに限りです。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取り次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、金融商品取引所外売買と比較すると、多くの場合、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で

優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中でも最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

PTS を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社においてこのような執行を行うためには、新たにSORを導入した発注システムの開発及び最良価格検索システム等の開発の他、注文の取り次ぎの委託先においてもシステム開発等を行う必要があります。その点を踏まえて当社内で SOR 等導入の検討を行った結果、お客様にお支払いいただく株式委託手数料等の値上げが避けられないとの結論に至りました。お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたしました。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引

当該ご指示いただいた執行方法(ただし、当社が応じることができる方法に限ります。)

- ② 投資一任契約等に基づく執行(ただし、当社が応じることができる場合に限りします。)

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する執行方法

- ③ 取引約款等において、執行方法を特定している取引

当該執行方法

- ④ 単元未満株の取引

単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法(銘柄によりお取扱いできない場合があります)、あるいは当社が自己で直接の相手方となる売買(仕切売買)によって執行いたします。なお、具体的な執行方法につきましては、当社にお問い合わせいただいたお客様にその内容をお伝えいたします。

(2) システム障害等により、やむを得ず、上記「2. 最良の取引の条件で執行するための

方法」に掲げる方法に基づく執行を行うことができない場合があります。この場合は、お客様の注文の執行が速やかに行われることを優先しつつ、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

ご注意

最良執行義務は、基本的に最も有利な価格により注文を執行する義務を指すものですが、これに関わらず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行することも最良執行義務の範囲内にあります。したがって、価格のみに着目すれば事後的に最良でないように見える取引であっても、そのみをもって最良執行義務の違反になるものではない点にご留意いただきたいと存じます。

以上

⌘ 外国の金融商品取引所上場有価証券の委託注文の執行について

当社は、外国の金融商品取引所に上場されている有価証券の委託注文については、現地のクリアリングブローカー（以下「取次ぎ母店」といいます。）へ取次ぐ方式を採用しております。お客様から受託した外国取引所上場株券等の委託注文は、当社から取次ぎ母店へ伝送され、取次ぎ母店により取引所及びATS（Alternative Trading Systems：代替的取引システム）のうち最良気配を提示する市場が選択され、当該市場で執行されることになります（※）。

※【免責事項】

当社が最良執行を保証するものではありません。

以 上